

令和8年度「静岡県青少年の被害・非行防止強調月間」実施要項

1 目的

次代を担う青少年を健全に育成することは、県民全体に課せられた責務であり、関係機関・団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の被害・非行の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「静岡県青少年の被害・非行防止強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の被害・非行防止等について、県民の理解を深めるとともに、関係機関・団体、地域住民等が相互に協力・連携して、各種取組を集中的に実施することで、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。

2 期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）までの1か月間

3 主唱

静岡県、静岡県教育委員会、静岡県警察本部

4 参加

各市町、各市町教育委員会、静岡県青少年育成会議、各青少年育成市町民会議

5 協賛

第76回「社会を明るくする運動」静岡県推進委員会

6 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

近年、児童買春、児童ポルノを始めとする児童の性被害が後を絶たず、特にSNSを利用した児童の性被害等については、社会的関心も高い。インターネット利用に係る児童の性被害等を防止するため、フィルタリングの更なる利用促進を図るほか、児童買春、児童ポルノなどのインターネット利用に起因する事犯の取締りを強化する。

また、家庭でのルール作りや情報モラル教育を促進するため、「家族で話そう!!わが家のスマホルール」の普及や「小中学校ネット安全・安心講座」の積極的な開催、コンテンツや利用時間を保護者が管理する「ペアレンタルコントロール」の周知等、児童や保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進する。

7 重点課題

(1) 有害環境への適切な対応

児童が性的搾取を受けることがないように、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

また、図書やDVD、玩具等の販売店・レンタル店等対象店舗に対して、有害図書類、有害玩具類等の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年購入等の禁止掲示、青少年への販売・貸付け等の禁止等について、立入調査等を通じその状況の調査・点検を実施するほか、カラオケボックス、インターネットカフェ等の深夜入場制限対象施設に対しては、午後 11 時以降翌日午前 4 時までの間の青少年の入場禁止、その旨の掲示について指導するなど、「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に基づく対策の徹底を指導する。

このほか、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20 歳未満の者に対する酒類・たばこの販売等の防止に向けた取組を関係業界と連携して推進する。

(2) 薬物乱用対策の推進

学校における薬物乱用防止教室のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に近年、青少年による大麻の乱用拡大が著しいことから、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、再乱用防止対策の充実強化を図る。

また、近年、青少年による一般用医薬品の過量服薬（オーバードーズ）が深刻な問題となっていることから、これが心身に重大な影響を及ぼす危険な行為であることについて、青少年や保護者に対する啓発を一層推進するとともに、指定濫用防止医薬品の販売等の新たな規制が令和 8 年 5 月 1 日に施行された事も踏まえ、薬局等において幅広い関係者と連携の下、地域全体で青少年への適切な販売・対応が図られるよう、情報共有や連携体制の構築を進める。

(3) 不良行為及び初発型非行等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、各市町教育委員会、青少年補

導センター、児童相談所、警察（少年サポートセンター）等、様々な青少年相談窓口について周知されるよう、十分な広報活動を行う。

補導活動においては、学校、警察、青少年補導センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な活動等を展開する。特に、飲酒・喫煙や深夜はいかいなどの不良行為を行っている少年の早期発見、補導等に努め、的確な助言及び指導等を行う。

盗撮事案については、タブレット端末やスマートフォン等の機器に限らず、その行為が犯罪であり、絶対に行ってはならないことの規範意識を少年に身につけさせるためのモラル教育や学校における非行防止教室の開催等の取組を推進する。

さらに、初発型非行を未然に防止する環境づくりのため、万引きや自転車盗についても同様の取組を推進する。

また、「闇バイト」については、「闇バイトは犯罪である」ことや、犯罪実行役の募集の実態・危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性を伝える広報啓発を行う。

(4) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、こどもが安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図る。

また、こどもに対し、様々な大人が関わり適切に見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においては、児童生徒が、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なＳＯＳの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やＰＴＡ等との連携を進める。

このほか、ＳＮＳ等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対してはその背景や特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

(5) 再非行（犯罪）の防止

青少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、青少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）等の関係機関が支援のためのサ

ポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の青少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、青少年の生活が安定するための就労支援・修学支援を一層推進する。

(6) 「地域の青少年声掛け運動」の推進

「地域の青少年声掛け運動」は、青少年に周りの大人が積極的にかかわることにより、その健全な育成を支援するもので、青少年が非行に陥りにくい環境を構築する予防的効果とともに、被害防止の効果も期待されることから、保護者をはじめ、広く地域住民に対する広報を積極的に行い、運動の周知と参加者の拡大、活動の定着を図る。

8 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、青少年の非行と被害の防止は社会の責務であり、県民一人ひとりが真剣に取り組んでいかなければならないという意識を啓発するとともに、地域住民の主体的取組を促進する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年対策に関連する諸施策との連携に配慮する。